

開 議 午前10時00分

○議長（小松則明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

日程第1 報告第7号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第1、報告第7号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 報告第7号繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和元年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きください。

令和元年度大槌町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和元年度で議決を得た繰越明許費のうち、補助金や交付金の決定時期、事業の工期が翌年に及ぶことなどにより、33件で総額58億886万2,000円を令和2年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に読み上げます。なお、款及び項が同様な場合は省略いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費、三陸鉄道災害復旧事業3,720万4,000円。

3 款民生費 2 項児童福祉費、保育所等施設整備事業7,096万2,000円。

4 款衛生費 2 項清掃費、マテリアルリサイクル施設整備事業 2 億3,521万7,000円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、公用車購入事業196万4,000円。緊急自然災害防止対策事業ゼロ円。2 項林業費、森林経営事業235万5,000円。緊急自然災害防止対策事業ゼロ円。3 項水産業費、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金 1 万8,000円。

7 款商工費 1 項商工費、福幸きらり商店街跡地活用事業2,050万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全）橋梁長寿命化分2,300万円。小鍬線道路改良事業 2 億294万7,000円。町道新設事業940万円。社会資本整備総合交付金（通常）1,724万8,000円。3 項河川費、生井沢川ほか河川改修事業 1 億6,000万円。

次ページをお願いいたします。

緊急自然災害防止対策事業2,200万円。4 項都市計画費、都市計画総務費848万円。

10款教育費 6項保健体育費、旧町営野球場解体事業710万円。

11款災害復旧費 1項農林水産業施設災害復旧費、農業施設災害復旧事業 2億195万6,000円。林業施設災害復旧事業2,343万5,000円。2項土木施設災害復旧費、現年発生災害復旧事業 1億8,112万8,000円。

15款復興費 1項復興総務費、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金1,030万7,000円。2項復興推進費、郷土財活用湧水エリア整備事業 2億5,683万2,000円。運動施設整備事業25億2,320万円。6項復興土木費、町道交付金事業 4億3,139万4,000円。漁業集落防災機能強化事業 3億1,184万5,000円。復興整備事業（効果促進） 4億1,098万4,000円。7項復興都市計画費、安渡地区津波復興拠点整備事業 2億5,000万円。赤浜地区漁業集落防災機能強化事業7,175万円。8項復興用地建築費、防災集団移転促進事業3,037万8,000円。赤浜地区漁業集落防災機能強化事業358万3,000円。

次ページをお願いいたします。

12項復興支援費、仮設商店街解体事業 1億1,800万円。被災事業者支援事業1,567万5,000円。まちなぎわい創出事業 1億5,000万円。

以上、御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません。私は財政について全くの素人なのでちょっと教えていただきたいのですが、一般会計繰越明許費33件の審議案が今出されているわけです。その中で、100%繰越しているのが13件ございます。金額にして36億5,000万円ほど、事業に着手したと思われるものが金額の割合だけで90.9%です。私は、繰越明許費というものを理解しているのは、その対象となるのは一つはその性質上年度内に、さっき課長がおっしゃいました年度内に支出が終わらない見込みがあるもの、そしてまた2つ目として予算成立後に様々な事由に基づいて年度内に支出が終わらない見込みがあるもの、それが私は対象となっているものと理解しています。この33件の中で一部支払いしている事業が13件ありますが、これはもちろん契約をして実施していると思います。しかし、16件これは100%そっくり今年度繰越していますが、これは事業の予定があって取りあえず予算取りをしてその後に契約をしようとしているのかあるいはこの13件全て契約済みなのか、事故の繰越明許はないと思いますが、そこについてお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） この繰越明許費の中にある事業ですけれども、契約済み

で翌年度に繰越しているものがほとんどです。そのとおりです。あと、未契約のものについては、入札等をかけていましたけれども落札がなくてまだ契約に至っていなくて翌年度に繰り越しているもの等も含まれているということで、契約済みのものもあるしまだ契約していないものもあるというような状況でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、未契約の部分について何件なのか教えていただければありがたいと思います。

それから、3回しか手を上げられませんので、国の予算の関係で公共工事が年度末に集中するというのは私も理解していますが、この33件の繰越しをしたというのは単年度に偏らないで工事を平準化するというそういう考えでこの繰越しをしているのか、その考え方をちょっと教えていただければありがたいです。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 例えば、土木費の道路橋梁費の社会資本整備総合交付金事業の防災・安全というのは、これは令和元年度に国のお金がついてそれで発注してきたんですけども入札不調が繰り返しまして、それでこれは次年度に繰り越したというような事例です。あとは、例えば次の土木費の河川費の準用河川維持管理事業ということで16万円そのままこれは繰り越していますけれども、これも令和元年度の事業で採択されたんですけども、これは総務省の起債事業ですけども、ただその用地の部分とか用地交渉とかで発注が遅れていましてそれで全額繰り越したというような事例でございます。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 今回の繰越明許の事業の中で未契約のものは2件でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 2件ということは了解しました。

それと、本日は一般会計補正予算、今年度の補正の増額が提案されていますが、今年度の実質的な予算というのはこの繰越明許費をプラスした、合わせた額が本年度の予算として理解してよろしいのか。そうすると、単純に計算してもあくまでも私の手計算ですけども、本年度予算の約45%が繰越明許に占められているというそういう計算になります。33件中の100%の繰越明許が13件あってその繰越額が100%であれば、本来新年

度に改めて予算要求するというのが私は妥当ではないかとそう考えるものです。これは財政の本来の基本的なやり方なのか、財政に全く素人なのでちょっと教えていただければありがたいのですが。いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 当局、わかります、聞いている意味が。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 前年度に予算要求をして予算がついた事業でもって本来は単年度で終わらせるべきものということなんですけれども、その事業の内容によっては単年度で終わらないものもあることから、要は昨年度の議会の中で翌年度に繰り越すべきものということで繰越明許費として予算措置をしているものを、今回繰越明許費の計算書という形で報告させていただいているということになります。なので、事業によってはやはり予算を計上して結局その年度内で終わらない見込みがあるものについては、あらかじめ予算計上をするときに繰越明許費について議会の議決を得ているという内容になります。

○議長（小松則明君） それから、予算の……今回の……（「予算の一つだからいいんだよ」の声あり）補正予算に絡んでいるかということ……（「のっかっているということ」「それ、やさしくしゃべってもらえれば」の声あり）企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） この繰越明許に係る事業については、当初予算は当初予算として予算額が定められます。繰越明許の事業分については、それはそれで翌年度に当初予算プラスアルファでオンされるという形になります。

○議長（小松則明君） よろしいですか。（「そういうことではない」の声あり）補助的に当局、環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） 確かに、本来であれば当年度、単年度会計制度でするのでその年のものはその年で消化すると、それ以外は一旦は不用額にして次の年にもう一度提案するというのが一般的ですけれども、例えば今言ったように国の交付金事業が去年についていた場合、もう既にお金がついているので返すわけにいかないのです。この部分については繰り越して国の繰越承認を得た上で繰り越してこれはその次年度で執行すると。あとは、例えば大きな物であれば、復興費の中の復興推進事業の中の復興効果促進事業とかというのがあるんですけれども、これは主には例えば運動施設の整備とかをしていまして、本来単年度と次年度と不可分、分けることができないような事業についてはその年度でやって早めに繰越明許費として議会の承認を得まして2年にわたって事業を行うというようなこと、この部分についてはかなり今回の復興予算の中ではか

なりできる分を当初予算計上して、その部分を繰り越していくというような形で事業の執行を早めてきたというような特殊性のところもございます。

○議長（小松則明君） このことについては各議員は大体分かっているということで、分からない部分は後ほど担当課で聞いてください。東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 今臼澤議員が繰り越す理由を尋ねたわけですが、確かにこの繰越明許費の計算書は総務省の様式によってこういうふうなもので使いなさいというのが定められて、今までこの様式の中で我々に提示されてきました。一方では、これは公営企業なんです、水道事業の中では繰り越す理由というのが脇にこういう理由ですよということで簡潔に書かれているわけです。ということは、これを見た段階で水道事業所のこの部分はこの理由で繰り越さなければいけないんだなというのが我々にも分かるわけです。提案なんです、今のこの様式の中にちょっと手を加えた中で、この事業はこういうわけで繰り越さなければいけませんよというような水道事業所のような形態の中で、繰越明許費を我々に示す方法はちょっと手を加えただけでかなりこの分かりやすい計算書になると思うし、その様式を少しいじったからって国からおとがめがくるわけではないと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小松則明君） 企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 後での案件にもなりますけれども、事故繰越し繰越計算書には理由が付されておりますので、そういったこともありますので今提案があったような形で進めていきたいと考えております。

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

以上で報告第7号を終わります。

○

日程第2 報告第8号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第2、報告第8号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 報告第8号繰越明許費繰越計算書について、その提案内容を御説明申し上げます。

次ページの、令和元年度大槌町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を御覧願います。

2 款下水道事業費 1 項下水道整備費、事業名施設費（汚水）、金額4,370万円、翌年度繰越額4,370万円。

繰越し理由でございますが、沢山地区汚水管路新設工事において推進工法による使用機材が特殊で当該工事現場への搬入に時間を要するため、繰越しを行ったものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第8号を終わります。

○

日程第3 報告第9号 繰越明許費繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第3、報告第9号繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 報告第9号繰越明許費繰越計算書について、その提案内容を御説明申し上げます。

次ページの、令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計繰越明許費繰越計算書を御覧願います。

6 款復興費 1 項漁業集落排水処理施設設備費、事業名漁業集落防災機能強化事業、金額5,890万円、翌年度繰越額5,890万円。

繰越し理由でございますが、岩手県水産部発注の吉里吉里地区防潮堤乗り越し道路へ汚水管を布設する工事において、防潮堤乗り越し道路の工事進捗に遅延が生じ年度内の完成が困難となったため、繰越しを行ったものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第9号を終わります。

○

日程第4 報告第10号 繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第4、報告第10号繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 報告第10号繰越計算書について、その提案内容を御説明

申し上げます。

次ページの、令和元年度大槌町水道事業会計予算繰越計算書を御覧願います。

地方公営企業法第26条第1項及び第2項ただし書の規定による繰越額。

収益的支出。1款水道事業費用1項営業費用、事業名筋山配水池解体工事、予算計上額1,430万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額1,430万円。説明、地権者交渉に時間を要したこと及び入札不調により繰越しを行ったものでございます。

資本的支出。1款資本的支出1項建設改良費、事業名小鎚線道路改良工事に伴う配水管布設工事、予算計上額3,510万円、支払義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額3,510万円。説明、他工事の工期延長に伴い繰越しを行ったものでございます。

以下、事業名、予算計上額、支払義務発生額、翌年度繰越額、説明の順に読み上げます。

新鎌渡橋添架管支持金物製作・設置工事、241万8,000円、ゼロ円、241万8,000円、他工事の工期延長に伴い繰越し。

吉里吉里地区配水管布設工事、3,779万6,000円、1,606万円、2,116万4,000円、他工事との工程調整による工期延長により繰越し。

赤浜地区旧東大ルート配水管布設工事、1,162万6,000円、ゼロ円、1,162万6,000円、他工事の工期延長により繰越し。

小枕地区配水管布設工事、4,780万円、ゼロ円、4,780万円、他工事の工期延長により繰越し。

以上、6事業1億3,240万8,000円を令和2年度に繰り越すことを報告します。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第10号を終わります。

○

日程第5 報告第11号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第5、報告第11号事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 報告第11号事故繰越し繰越計算書について御説明申し上げます。

令和元年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書をお開きください。

令和元年度大槌町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、鎮魂の森整備事業において遺族アンケート調査の内容検討などに時間を要したことなどにより、避け難い理由により年度内に事業が完了しなかった6件、総額2,165万7,000円を令和2年度に繰り越すものであります。

それでは、款、項、事業名、翌年度繰越額の順に説明いたします。

2款総務費1項総務管理費、鎮魂の森整備事業517万9,000円。

4款衛生費1項保健衛生費、大槌町保健センター整備事業893万5,000円。

新型インフルエンザ等対応事業272万1,000円。

斎場整備事業327万2,000円。

6款農林水産業費3項水産業費、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金4万5,000円。

15款復興費1項復興総務費、漁業集落排水処理事業特別会計繰出金150万5,000円。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第11号を終わります。



日程第6 報告第12号 事故繰越し繰越計算書について

○議長（小松則明君） 日程第6、報告第12号事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（田中寛之君） 報告第12号事故繰越し繰越計算書について、その提案内容を御説明申し上げます。

次ページの、令和元年度大槌町漁業集落排水処理事業特別会計事故繰越し繰越計算書を御覧願います。

6款復興費1項漁業集落排水処理施設整備費、事業名漁業集落防災機能強化事業、支出負担行為額1,547万7,000円、翌年度繰越額860万円。説明、岩手県水産部発注の吉里吉里地区防潮堤乗り越し道路工事に遅延が生じたことに比例して、同時施工の当該工事についても年度内の完成が困難となったため、繰越しを行ったものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

以上で、報告第12号を終わります。



日程第7 議案第39号 大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについて

○議長（小松則明君） 日程第7、議案第39号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由及び内容説明が終了しておりますので、直ちに質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、提案の趣旨に鑑み、この際討論を終結し採決したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、討論を終結いたします。

議案第39号大槌町固定資産評価審査委員会委員の選任に関し同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は無記名投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（小松則明君） ただいまの出席議員数は11名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に13番、芳賀 潤君及び1番、菊池忠彦君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（小松則明君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は「賛成」と、反対の諸君は「反対」と記載願います。

なお、賛否を表明しない白票及び賛否が明らかでない票に対しては反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。（「なし」の声あり）配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（小松則明君） 異常なしと認めます。

点呼に応じ、順次投票をお願いいたします。点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

○議長（小松則明君） 投票漏れはありますか。（「なし」の声あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

開票を行います。立会人の13番、芳賀 潤君及び1番、菊池忠彦君の立会いをお願いいたします。

(開票)

○事務局長（西澤勝広君） 開票結果を報告いたします。

投票総数 11票

これは議長を除く出席議員数に符合いたします。

有効投票 11票

無効投票 0票

有効投票中、

賛成 11票

反対 0票

○議長（小松則明君） 以上のとおり、賛成者が全員であります。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○

日程第8 議案第40号 大槌町町税条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第8、議案第40号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。税務会計課長。

○税務会計課長兼会計管理者（伊藤幸人君） 議案第40号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたします。

次ページ、新旧対照表をお開き願います。

第1条大槌町町税条例の一部改正中附則第10条については、法律改正に伴う規定の整備であります。

中段の附則第10条の2については、固定資産税のわがまち特例の特例率について規定

の新設であります。

中段から下段にかけての附則第15条の2については、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限を令和3年3月31日まで6か月延長することに伴う規定の整備であります。

下段の附則第31条については、徴収猶予に伴う地方税法附則第59条第3項において準用する地方税法の規定において条例に委任している事項の細目について規定の新設であります。

2 ページ上段の附則第32条については、新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免の申請等について別に定めることについて規定の新設であります。

2 ページ中段の第2条大槌町町税条例の一部改正中第27条については、個人町民税の非課税措置についてひとり親を対象に追加する法律改正に伴う規定の整備であります。

2 ページ中段の第35条の2については、所得控除についてひとり親控除を追加する等の所要の措置について規定を整備するものであります。

2 ページ下段から3 ページ中段にかけての第37条の2については、法律改正に伴う項ずれの整備の改正であります。

3 ページ下段から4 ページ上段にかけての第71条の4については、固定資産税の登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が死亡している場合における、現所有者に賦課徴収に必要な事項を申告させる規定の新設であります。

4 ページ上段の第72条については、法律改正に伴う規定の整備であります。

4 ページ中段の第90条については、軽量な葉巻たばこに係る紙巻きたばこへの本数への換算方法について、令和2年10月1日から2段階で見直すことに伴う改正であります。

5 ページ上段から7 ページ中段にかけては、附則の改正であります。

5 ページ上段から6 ページ下段にかけての附則第3条の2及び附則第4条については、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であります。

6 ページ下段の附則第10条及び附則第10条の2については、法律改正に伴う規定及び条ずれの整備の改正であります。

7 ページ上段の附則第33条については、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止した等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用についての規定の新設であります。

7 ページ中段の附則第34条については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた

住宅ローン控除の適用要件の弾力化について規定の新設であります。

7ページ下段から9ページ上段にかけての、第3条大槌町町税条例の一部改正中第20条及び第21条については、法律改正に伴う項ずれ及び項の削除による改正であります。

9ページ上段から9ページ中段にかけての第26条については、法律改正に伴う規定の整備であります。

9ページ中段から17ページ下段にかけての第32条から第53条については、法人税法において通算法人ごとに申告等を行うこととし、連結納税を廃止することに伴う規定の整備及び削除であります。

18ページ上段の第90条については、軽量な葉巻たばこの換算方法について2段階で見直す改正であります。

18ページ中段の附則3条の2については、法律改正に伴う項の削除による改正であります。

18ページ下段から19ページにかけての附則については、第1条は施行期日、第2条は延滞金に関する経過措置、第3条及び第4条は町民税に関する経過措置、第5条は固定資産税に関する経過措置、第6条及び第7条は町たばこ税に関する経過措置の規定であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第40号大槌町町税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第9 議案第41号 大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第9、議案第41号大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第41号大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明します。

お手元の議案第41号の新旧対照表を御覧願います。

今般の改正は、子育て支援施策充実の観点から、医療費助成事業の給付方法について妊産婦及び小学生まで実施している現物給付方式を本年8月から県内統一で中学生まで拡大することに伴い所要の改正をしようとするもので、第10条の現物給付方式の対象者を出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改めるものがあります。

附則は、施行日を令和2年8月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするため経過措置を定めるものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第41号大槌町子ども、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第10 議案第42号 大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第10、議案第42号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第42号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の議案第42号の新旧対照表を御覧願います。

今般の改正は、子育てに取り組む保護者の経済的負担軽減を図り安心して子供を産み

育てることができる環境づくりを推進することを目的に、医療費給付事業の対象年齢を高校生まで拡大すること、また現物給付方式を本年8月から県内統一で中学生まで拡大することに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

初めに、第2条は、対象者を出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改めるものであります。

第4条は、受給者の制限を規定するものであります。

第10条は、現物給付方式の対象者を出生の日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に改めるものであります。

附則は、施行日を令和2年8月1日とするものであり、新旧条例の適用区分を明らかにするため経過措置を定めるものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第42号大槌町すこやか子育て医療費給付条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第11 議案第43号 大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第11、議案第43号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第43号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の議案第43号の新旧対照表を御覧願います。

今般の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した一定の要件を満たした被保険者等に係る傷病手当金の支給を行うことに伴い、所要の改正をしようとするものであります。

附則第2項の規定は、傷病手当金の支給対象者及び支給期間について定めるものであります。

第3項の規定は、傷病手当金の支給額について定めるものであります。

第4項の規定は、傷病手当金の支給期間の最長期間について定めるものであります。

第5項から第7項の規定は、傷病手当金と給与との調整等について定めるものであります。

条例公布の日から施行とし、改正後の附則第2項から第7項までの規定は、傷病手当金の支給を定める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用するものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。臼澤良一君。

○2番（臼澤良一君） すみません、ちょっと1点だけ。附則の4、支給期間は支給を始めた日から起算して1年6か月、この1年6か月のこの根拠というのは、設定した理由というのはどういう理由なんでしょうか。

○議長（小松則明君） 町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 今の1年6か月という内容についてであります。これについては社会保険とか共済等でも同じような傷病手当金の条例、法律等で定められております。それに準じたもので1年6か月というものであります。

（「了解しました」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第43号大槌町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第12 議案第44号 大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（小松則明君） 日程第12、議案第44号大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部

を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第44号大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

お手元の議案第44号の新旧対照表を御覧願います。

今般の改正は、岩手県後期高齢者医療広域連合が行う新型コロナウイルス感染症に感染した一定の要件を満たした被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書を受け付けるため、第2条大槌町において行う事務に傷病手当金の支給に係る申請書の受付を追加するものであります。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。（「なし」の声あり）質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第44号大槌町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第13 議案第45号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 日程第13、議案第45号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。リサイクルセンター長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第45号工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

1、契約の目的。大槌町リサイクルセンター解体工事。

2、契約の相手方。岩手県釜石市両石町第4地割26番地12、株式会社八幡建設、代表取締役八幡康正です。

今回変更する事項は、契約金額でございます。変更前の契約金額3億4,893万8,650円



を、665万600円を増額して3億5,558万9,250円に変更しようとするものです。

次のページをお開きください。

仮契約は、令和2年6月1日であります。

変更理由は、地中部分の躯体解体工事に係る水替え工の増。街灯、門躯体等の外構撤去工事。草枝ストック場所の移設工事。倉庫への動線確保のための立ち木伐採及び通路舗装工事を追加したことによるものです。

変更理由の③④については、リサイクルセンターを稼働させながらの解体工事の施工であり、リサイクルセンターの運営に支障が生じないよう解体工事と調整を図りながら実施した工事であります。

外構工事変更内容を明示した平面図を添付しております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 2点ほど……（「マイクを上げて」の声あり）すみません、この665万円ほどの変更ですが、この変更資料を見ますと図面の⑥に門柱の石綿いわゆるアスベストの分析も含まれておりますが、これは本来は解体工事に伴う石綿の粉じんの暴露防止マニュアルとか石綿の障害予防規則などであらかじめこれは設計図書などで予算計上すべきだと思っているんですが、これは見落としたということなんでしょうか。それとも、新たにここも必要だということで調査をしなきゃならないということでしたんでしょうか。

○議長（小松則明君） リサイクルセンター長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） お答えいたします。

門の外構と門の躯体の工事ではありますが、当初設計の算定では旧清掃事業所の本体のみのもので設計を組んでいたものであります。それに伴いまして、追加で外構のフェンス、門の躯体、街灯等を追加で撤去しようとしたものであります。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解いたしました。

それから2点目として、昨年の12月議会で私はコロナの環境調査について質問させていただきました。そのときに、プランターを設置してその後の調査を実施するという、モニタリング調査を実施するというお話をいただいたんですが、その調査結果というのは今出ているんでしょうか。

○議長（小松則明君） リサイクルセンター長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） お答えいたします。

周辺環境の調査ということで、作業前と作業中、作業後については大気の調査を実施しております。そのプランター等の土壌に関する調査については、作業前と作業が終わった後の2回実施しております。作業後についてであります、5月11日に大気と土壌のプランターの調査をいたしております。ダイオキシン濃度の大気環境基準値であります、0.6ピコグラムTEQパー立方メートルという基準であります、基準内で収まっております。土壌に関しては、1,000ピコグラムTEQパーグラムということですが、大気、土壌について周辺の地域4地点をやっておりますが、いずれにしても基準値以内という結果でございました。（「ありがとうございました」の声あり）

○議長（小松則明君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第45号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。

休 憩

午前11時00分

○

再 開

午前11時10分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

日程第14 議案第46号 令和2年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第14、議案第46号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（藤原 淳君） 議案第46号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについて御説明申し上げます。

1 ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

9款地方交付税1項地方交付税、補正額5,131万5,000円の増は、復興交付金事業に伴う震災復興特別交付税であります。

13款国庫支出金2項国庫補助金、補正額2,563万1,000円の増は、リサイクルセンターのストックヤード整備に係る循環型社会形成推進交付金等であります。

14款県支出金2項県補助金、補正額127万8,000円の増は、新しい園芸産地づくり支援補助金であります。

15款財産収入2項財産売払収入、補正額1,286万5,000円の増は、町方地区に整備した防災集団移転促進団地のうち2宅地の売払い収入であります。

17款繰入金2項基金繰入金、補正額1億2,532万3,000円の増は、今回の補正財源とする東日本大震災復興交付金基金繰入金等であります。

19款諸収入4項雑入、補正額410万円の増は、コミュニティ助成事業補助金であります。

2 ページをお開きください。

歳出です。

2款総務費1項総務管理費、補正額535万2,000円の増は、国外転出者によるマイナンバーカード等の利用に伴うシステム改修費等であります。

3款民生費1項社会福祉費、補正額410万円の増は、自治会等へのコミュニティ助成事業補助金であります。

4款衛生費1項保健衛生費、補正額132万円の増は、火葬場煙突修繕料であります。2項清掃費、補正額5,387万6,000円の増は、リサイクルセンターのストックヤード整備における外構工事等の増工に伴う増であります。

6款農林水産業費1項農業費、補正額153万9,000円の増は、新しい園芸産地づくり支援補助金であります。3項水産業費2,000万円の増は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により出漁及び出荷制限等を受けた漁業者に対する支援補助金であります。

8款土木費2項道路橋梁費1,000万円の増は、安渡北側線道路のり面補修工事調査設計業務委託料であります。

10款教育費3項中学校費、補正額20万円の増は、放課後等学習支援活動拠点コラボ・スクール大槌臨学舎の引っ越しに係る補助金であります。

15款復興費 2 項復興推進費、補正費 1 億996万6,000円の増は、防集移転元地の残存物件撤去工事等であります。7 項復興都市計画費、補正額1,415万9,000円の増は、防集事業に係る財産処分に伴う返還金等であります。

以上、歳入歳出それぞれ 2 億2,051万2,000円を増額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ129億4,543万6,000円とするものです。

御審議よろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。

9 款地方交付税 1 項地方交付税。進行いたします。

13款国庫支出金 2 項国庫補助金。進行いたします。

14款県支出金 2 項県補助金。進行いたします。

15款財産収入 2 項財産売払収入。進行いたします。

17款繰入金 2 項基金繰入金。進行いたします。

6 ページに入ります。

19款諸収入 4 項雑入。

歳入を終わります。歳出へ進みます。

7 ページ。

歳出。

2 款総務費 1 項総務管理費。進行いたします。

3 款民生費。東梅康悦君。

○9 番（東梅康悦君） この自治会等に補助金を出すということですが、今町内各地に二十数団体の自治会があったと思うんですが、今回のこの410万円ほどの程度の自治会等に補助する予定なのかというところをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（小松則明君） コミュニティ室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） コミュニティ助成事業の補助金の交付先についてお答えを申し上げます。こちらの補助金につきましては、昨年度に自治総合相談センターの紹介を受けて町内に助成団体として公募をし4 団体から応募がありまして、今回はそのうち2 団体につきまして自治総合相談センターの交付決定がありましたので、町の予算を経由して交付するというものでございます。

ちなみに、今回は柁内町内会と安渡町内会につきまして補助金が交付されるということになっております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。その新たな住居の中でコミュニティー活動がされていますので、こういうお金を役場が出してそのコミュニティーを充実させるということとはまず大変いいことだと思っています。そこでまず、その自治会等のコミュニティー活動も役員さん方本当に手探り状態の中で、どうしたら地域の方々のコミュニティーを助成するのかということを実際に一生懸命になって取り組んでいると思うんです。担当課としても全ての自治会等の相談業務に乗っていると思うんですが、全体的に見てこの年数が経過すると同時にこのコミュニティーの醸成というものほどのようになっているかということをつえながら今後の業務に当たるのかということがお持ちであるのであれば、急な質問でありますので整理する時間もない中での質問ですが、今答えられるものがあるのであればお答え願いたいと思います。お答えしてください。

○議長（小松則明君） コミュニティ室長。

○コミュニティ総合支援室長（高橋伸也君） 御指摘ありがとうございます。

現在、コミュニティーの再生と維持活性化ということについて当町においては取り組んではいるところではありますけれども、今までの方向性としてはやはり被災して居住地の変遷がある中で、コミュニティーの持続そのものにちょっと課題がある中でその再生ということについて取り組んできたところでもありますけれども、そちらについて大体先ほど23か所の自治会、町内会等が互助の基盤として再生しつつあるところではあります。これからはその維持活性化というところで、議員御指摘のとおり特に担い手の確保というところについては自治会、町内会さんも随分御苦労されていると伺っておりますので、そちらの担い手の確保あるいはそれに対して行政がどういう形で支援をできるかということについて、行政とそれから住民団体が協働してコミュニティーの維持活性化に努めていくという、そういう協働の地域まちづくりという方向性を打ち出していくというのが今年度の課題かなと考えております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。確かに、自治会等の役員さんを見るとまず御高齢の方が本当に頑張っています。本当に今言うとおりの、その若手の担い手の確保というものが必要になってきますので、ぜひそこら辺も手当てしていただきたいと思います。さ

つき今、協働による地域まちづくりの推進につながるんだという課長の答弁であります。確かに、これは第9次総合計画の中にもこの部分は強くうたわれています。このコミュニティがしっかりしたものが地域の力となり、町との協働の中で大槌町が震災後10年たった中これからどうあるんだ、進むべき先がそこによって左右されてくると思うんです。

昨日の一般質問の中でちょっと確認したいところがあるんですが、佐々木慶一さんのその質問の中で地域復興協議会の後継を今年度中にまとめたんだという一般質問のやり取りの中で、私に聞き間違いがなければそう聞きました。本当にできるのかなと、本当にそう思ったんです。ただ、今日の日報さんを見ると何かそれよりはダウンしてまず10年間の総括をした中で後継組織については準備を進めるんだというようなソフト的な表現になっていたの、ああそうなのかなというところで私も考えたわけですが、ただそのまとめたんだというその町長の強い答弁があった中で、本当にこのできるんだらうかという不安になったんです。ということは、いろいろ業務がある中でそして頑張っていると、また総合計画には書かれているが町長がそう言うのであればこれはやらなきゃいけないと役場の雰囲気になるとそれで職員が疲れないのか。あるいは、そのまだ地域のコミュニティの醸成がしっかりしていない中で町民の方々が本当についていけるのだろうかというような私なりの心配を持つわけです。ですので、もう10年たつわけですから、今後のまちづくりに関しましてはじっくりと構えた中で10年間の総括した中でやはり次の後継組織たるものをしっかりと議論した中で進めて、その組織が協働のまちづくりにしっかりと行政とタグできるようなやり方にしたほうがいいのではないのかと思う。あんまり急がなくてもいいんじゃないかと思います。昨日の一般質問やり取りの内容から今聞きましたが、再度、町長、何かあるのであればお願いします。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） ありがとうございます。

昨日の一般質問でのやり取りにつきましては、10年たつ復興協議会なるもののある程度のまとめをしていく必要があるだろうと思っております。また、後継である組織的なものについては、急ぐわけではなくて方向性を出すということで御理解いただきたいと思っております。もちろん、地域で様々な状況がありますので方向性として協働のまちづくりの方向性をしっかりと出していき、それはお互いに膝を突き合わせながら話を進めている中でつくっていく。それを向けて方向性を決めたらば、ある程度の年数をかけながら

徐々に固めていくという考えでありますので、急いで後継だということではないので、地区地区それぞれの課題、問題もあるでしょうし担い手のこともあるでしょうし、といながらも町と町民、企業も含めて様々な形の人たちが一緒にどのような方向でこのまちづくりを進めていくか、協働のまちづくりをどう進めていくかという大きなくりを、計画をつくっていききたいということでもあります。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 昨日一般質問をさせていただいたわけですが、私が聞きたかったのはむしろ10年の総括に重点を置いた質問ではなくて、これまでの10年の活動を踏まえて以前からお話ししていたあるいは答弁いただいていたのは、例えば地域復興協議会なる形で町と二人三脚で、二人三脚じゃないですけども、タッグを組んで進めてきたと、それに続くものを考えているという御質問が1年ほど前にあったと思います。その検討結果がどうなのかという質問をしたつもりです。10年の総括でというよりも、むしろこれからどういう形で町と協働していくのかという質問に対して、私の捉え方では今年度中にそういった形をつくって活動できるようにすると捉えました。それで間違いないのか。今の御答弁ですと、私の今捉えている認識とちょっとずれているような気がするので、再度確認させてください。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） これから今、復興10年の中でやはり復興協議会なるものの設立とその過程はしっかりと状況等はまとめていく必要があるだろうというのは一つあります。なぜかという、復興10年ということで復興協議会という中での名称で条例の中にもうたいながら進めてきたことですから、その過程も含めてどうだったのかというのは一応まとめる必要があるだろうなと思っていました。次の地域活動ということになりますので、これから一歩踏み込んで行政と町民とが一緒になってやろうというまちづくりのための協働の準備室というのが実は今回設けております。その中でその方向性を決めていくとなりますから、突然今地域で行っている活動が中断するわけではなくて、今の活動を継続しつつ町と地域、町民も含めて団体がどのような形で協働のまちづくりをするのかというその方向性をまとめていききたいということになります。ですから、そのまとめたことが突然急に始まるわけじゃなくて、すぐできるものとやはり5年、10年かかるものと様々にあるだろうなと思いますが、そういうことの方角性をしっかりと固めて、その固めるのについて本年度でまとめていききたいとそういうことで考えております。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一議員。本来のこの民生費の部分とは……（「ああ、そうですね」の声あり）関連ということで許しましたけれども、後日話合いましたそういう会を開くということで御了承願います。

進行いたします。

4 款衛生費 1 項保健衛生費。進行いたします。

8 ページに入ります。

2 項清掃費。進行いたします。

6 款農林水産業費。菊池忠彦君。

○1 番（菊池忠彦君） 農業費のところ、新しい園芸産地づくり支援補助金について伺いたします。議長にお願いなんですけれども、下の水産業費と同じ款ということで、水産業緊急支援補助金についても一緒に質問したいんですがよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） まとめてやるということは、3 回の質問で……（「ええ、大丈夫です」の声あり）許します。

○1 番（菊池忠彦君） ありがとうございます。

それでは、新しい園芸産地づくり支援補助金についてなんですけれども、これは作付転換に係る費用だけなのかあるいは生産に係る費用だけなのか、それとも機械購入であったりあるいはリースに係る費用なのか、それともこれは全てまとめてかかるこの支援補助金なのか、その内容をまず教えていただきたいというのが1 点でございます。

それから、水産業緊急支援補助金についてなんですけれども、先日の一般質問でこの支援については補助金を支給するということに関しては大変高く評価すると私は一般質問の中で申し上げました。ただ、この内容的な部分でやはり正組合員一律というのが少しやはり漁業者の方々から、いやそれは不公平なんじゃないかというお話もちらほら出ております。例えば、先日の山田町のやはり同じ類いの支援金では昨年1 年間の水揚げ金額が120 万円以上なら15 万円、120 万円未満なら5 万円を支給と120 万円というのを一つの基準として支給を決めているわけでございます。ただ、当町の場合はこれを一括して全て平等に10 万円をと、正組合員に対して平等に支給するということなんですけれども、やはり正組合員の中でもいろいろ例えば漁業を生業とされている方また生業ではなくウニ漁とかアワビ漁のみに水揚げをしているという方々様々いらっしゃるわけです。それを、水揚げの金額が違うのに一緒にしてしまうのはこれはどうなのかなと私は思いました。ただこれ、今回本当に支給を待っている方々もたくさんいらっしゃいます。そ



ういう中で新たにまたこれを調査してくれという、それなりにまた時間がかかるわけ  
でございます。なので、私この間の一般質問でも申し上げましたけれども、継続して支  
援をしていただきたいという部分において次回はずひこれをきっちり精査をして支給を  
していただきたい。今回の部分に関しては、どういった組合において調査というか、基  
準とか設けられなかったというのはどういう理由があつてなんでしょうか。これは2つ  
お尋ねいたします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

まず最初に、新しい園芸産地づくり支援補助金に関しましてこちら当初予算にも計上  
されてございます。昨年度から始まった事業でございまして、主にはこれは本来であれ  
ば3か年で実施する事業でございまして、高収益作物の産地化を目指して行う事業で  
ございまして、先ほど御質問があつた内容の中では、例えばハウス、これはあくまでもほ  
とんどがハウスの費用であります。それから自動かん水装置等でございます。主に本当  
にそちらの部分でございます。こちらは、昨年ちょっと御説明したかと思ひますがピー  
マン、町では、町というか申し訳ございません、花巻農協管内で1億円以上の産地化  
を目指すということでございまして、今回新しい園芸産地づくり支援事業補助金を活用  
いたしまして、これは国権の事業でございまして、活用してピーマンの強化体制を図  
ってまいりたいということでございます。

それから、次の水産業緊急支援補助金に関しまして御質問にお答えいたしますが、いろ  
んな方から、中小企業に対しまして継続支援金もいろんな方からいろんな御要望であつた  
りお話であつたりもございまして。水産業の方、漁業従事者の方からもいろんな御意見等  
もございまして。ですが、今回に関しましてはなるべく早くに支援を届けたいというこ  
とでございまして、漁協と調整した結果このような形になつたわけでございます。基準が  
あるかないかに関しましては、今回はあくまでも去年と今年に市場に水揚げをしている  
方、これはなぜこのようにしたかという逆に関しまして今後市場の活性化を図るためにもこの市  
場に水揚げするということが最低条件と設定してございます。今後、こういった補助金  
を考える場合においても確かにいろんなことは検討してまいります。ですが、あくまで  
も10人いれば10人の声がございまして。確かに、拾えるような部分に関しては拾ってま  
いりたいと思ひますが、関係団体と今後も協議してこういった支援策については検討して  
まいりたいと思ひてございまして。

○議長（小松則明君） 菊池忠彦君。

○1番（菊池忠彦君） ありがとうございます。

新しい園芸産地づくり支援補助金に関しては十分理解できました。ピーマンの強化と  
いうことで。

それで、水産業緊急支援補助金に関しては確かに今回は急を要するというので一律  
としたと、これはもう十分理解できます。その上で、高く評価したいと思うんですけれ  
ども、次回に向けてもし継続してやるのであれば次回以降はきちっとその辺もう少し深  
く掘り下げて調査してもらって、一律ではなくてやはり何かしら、ランクづけという言  
いはふさわしくないかもしれないんですけれども、そういうふうにある程度の基準を  
設けてやったらどうかなと思うんですね。本当に言い方を悪くすれば、一歩間違えれば  
ばらまきとも取られるようなそういう状況にもなると思うので、もし次回以降があるの  
であればそれを強く要望したいと思います。

以上です。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 菊池忠彦さんと同じような質問をさせていただきますが、すみませ  
ん、水産業に進んでいますよね、いいですか。（「今もう入っていますので大丈夫です」  
の声あり）続けます。

本当に漁業者の困窮を救う施策をこしらえてもらって、本当にその部分に関しては高  
く評価いたします。新聞報道だけなんですけど、130人ぐらいの正組合員の中で10万円とい  
うことは単純に計算すると1,300万円になると。残り700万円になるわけですよ、今回  
の補正額と。私も、今菊池議員が言うとおりの、農家であれば専業農家、第1種兼業農家、  
第2種兼業農家とって収入割合に応じて3分割されます。ですので、私もその山田方  
式のようなやり方が本当はよかったんじゃないかなと思います。ただ、今回急ぐとい  
うことで仕方がないということでそこら辺はあれなんですけど、その700万円の中でもしか  
したらそういう調整ができないのかというところをまず提案したい。できないのであれば、  
次回にその部分を使えばいいのであるから。まずその部分はどう考えます。700万円の中  
で今言ったようなちょこっとした専業か専業じゃないかによって若干のめり張りをつけ  
た中で対応できることが、700万円の中でできるかできないかというところ、いかがです  
か。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

今回のその2,000万円の予算でございますが、こちらは5月中に実は予算を計上しなければならなかったものですからあくまでも組合員の内数の数字で計上したものでございまして、ようやくそのウニ漁に今年出している人、去年も出した人が大体130名程度という数字が分かったので、実際には確かに1,300万円で残り700万円程度が発生するということにはなろうかと思えます。ただ、この700万円については今後、おとといからの一般質問でもございましたとおり、例えばカキであるとか今後の出荷物等も考えられますので、そういった多岐にわたる、今回のウニだけではないと考えてございます。ですので、そういった漁業支援にも可能であれば振り向けることが可能ではないかなと考えては、算段の中では思っております。

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 確かに、今のこの緊急対策は春先の部分の中の補助というところで分かりました。年間を通した中で、じゃあ通してコロナの影響がどうだったのかというところを考えた中で第2弾をやったほうがいいと。その中で、しっかりと煮詰めた中で、100人中100人が納得するわけではないんだけど、そういうものにしていただきたい。まずこれは要望です。

3月の予算議会においても、第1次産業、農業、漁業等にすごいこの担当課の頑張りや新規事業等もこしらえてもらって、すごく感謝しております。

今回のこの水産緊急支援事業の10万円なんですけど、なぜか分からないうちに新聞に載っちゃったと。その10万円が決まったことのように世の中を歩いていると。じゃあどうなるのかという、我々はやはり担当課もこういう緊急時に町独自の事業をつくる手腕の見せどころですよ、熱も入りますよ。それと同じように、町独自の部分に関しましては私らも何か言いたいと、採用してもらいたいというところがあるんです。お互いが協議した中でよりよいものをつくっていくと。それが、さっき言ったそのもしかしたらめり張りをつけたほうがいいんじゃないかというものが仮にこの会議の中であったのであれば、そういうことも出たと思うんです。ただ、新聞に載っちゃったと。仕方ないですね。こういうのって前にもありましたよね、区画整理事業の100万円問題。同じことを2回やっちゃった。やっぱり、確かに2億2,000万円の中の2,000万円、たくさんある項目の中の一つの項目ということで、一つ一ついい悪いということを我々も全体を通した中でやらなきゃいけませんよね、採決。その中で、やはりこういう町単独事業のものをつくる

ときは協議しましょうよ。その協議が固まったら新聞発表してもいいですよ。そういうことがなければ、執行権、編成権は町側にありますが、議決権を少し軽く考えているんじゃないかという議会の不満が大きくなります。今後やるときは、そういうものもしっかりとやってくださいよ。そうでなければ、我々の言うべきところがなくなる。法律によって条例が変わるとするのは我々の立ち寄るところがない。この部分なんですよ、我々ができる部分が。よろしくお願いします。町長、何かあるのであれば。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 緊急といいながらもやはり時間を見ながら、きちんとその方向性については、特に単独事業を含めてまちづくりを大きく変えようとする部分また大きくやはり町民に関わってくる部分については、そこは見てしっかりと議会と対話しながら進めるということになりますので、今回のを含めて、これからの部分も含めてしっかりとそれは考えていきたいと思えます。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 新聞報道があったのは、町長の行政報告の後だと思えます。町長が要はこういった状況の中で困っている町内の1次産業の活性化というか支援策ということで、行政報告の中で今回の6月補正に提案しますという件が発表の後に新聞報道になったのであって、町長が何も言わない前には新聞報道等はありませんでした。私どもにしても、漁協にもきちっと今回の件はまだ議決を取っていないので口外しないでくださいとはきちっとお願いはしてございます。先ほど来から御説明にあったとおり、水産業の、水産業だけじゃございませんけれども、今国の持続化給付金もございます。先ほど、菊池議員からある一定の制限があったほうがいいんじゃないかということもございました。他市町村では、その市とか町とか独自の支援金にも同じように書類提出が幾らまでの収益でどうだこうだという書類提出が必要な市町村もございまして、なかなかそうすると今度は逆に支援を受けるほうも書類を作成しなきゃなかったり時間がかかっている部分があると聞いてございます。ですので、今回はこのような対応にしたということでございます。

今後につきましては、先ほど答弁しましたとおり議員の皆様にももちろんなるべく早く御説明をしたいとは思ってございましたが、今回の6月定例会に間に合わせるためにこのような形で急な形になってしまいましたが、次回に関しましてはなるべく余裕を持って議会の皆様にも協議する場を設けていきたいと思っております。（「3回目いい

ですか」の声あり)

○議長（小松則明君） 東梅康悦君。

○9番（東梅康悦君） 分かりました。

我々も何も行政がやることを、こういう緊急時というのは行政も議会もないんですよ、同じ方向性を向いて町をどうにかしなきゃいけない、町民に対応しなければいけないということを同じように考えているわけです。ですので、議会が足を引っ張るようなことは全くないと思うんです。むしろ、議論した中で予算の限られた中でいいものをつくっていかうという姿勢を我々も持っているし、もちろん担当課、行政側もそれを持っていると思うんです。だから、そういう部分を私は大事にしてくださいということなんです。最初に世の中にそのことが出たら、もうそれが決まったことのように独り歩きして我々の議論する余地がないじゃないですか。そういうことをもう少し気をつけてくださいと言っているんです。何も足を引っ張るわけじゃないと、応援しますから。現に、今第1次産業にこういう小さな町の予算の中で本当に他の市町村に負けないぐらいの支援策、単独事業を持っていますよ。ですので、高く評価していますので、その部分をこしらえるときは手続をもう一回踏みとどまって考えた中で進めてもらいたい。そして、コロナ対策も今後ますますあるかもしれませんのでぜひその部分を忘れずに。また、まだまだ若い課長さん方がいるんであって、議会との関係をもう少ししっかりと考えた中で今後の町政運営を担っていく、それが一般質問で先般行われた組織改革の一部になるわけですよ。そのことをまず言わせてもらって終わります。

○議長（小松則明君） 町長。

○町長（平野公三君） 各所属長のこともそうなんです、私とその部分については議会と話をしながら物事を進めていくということをしっかりと話しますので、これからもひとつよろしく願いいたします。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

8款土木費2項道路橋梁費。佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 安渡北幹線道路ののり面補修ということで、北幹線道路の残っていた部分が先日やっと施行者も決まって着工するという運びになっているようですけども、ここで計上されている1,000万円というのはその新しく造る道路の部分の着工するために障害になるのり面の補修工事なのか、あるいは既にできている部分ののり面の補修工事の調査なのかというところを教えてくださいたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） この部分は、既に共用している安渡北側幹線道路の部分でございます。安渡北側幹線ののり面の一部において、幅10メートルぐらい高さ7メートルぐらいの部分のモルタル吹きつけ工をしたのり面が30センチメートルほど滑落した部分があるので、これに対する補修を検討するための業務委託でございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 分かりました。

であれば、私も現場を見ているんですけども、かなり大きな亀裂で崩れ幅も大きくなってしまっていて今仮止めの状態になっていると思いますけれども、ここでいっている補修工事の調査設計、補修するための調査設計だけなのか、そもそも先日もう完成したばかりの工事内容でそんなに時間もたっていない中であれほど大きな崩れが発生しているというのは設計が悪かったのかあるいは施工で何かミスがあったのか、そういうところまで調べる内容になっているのかというところを再度お聞きしたいと思います。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） まず施工についてでございますけれども、モルタル吹きつけ工という工事はのり面に対してラス張り、金網を張ってそれを主アンカー、補助アンカーで固定してその上にモルタルを吹きつけるという簡単な工法でございます。この部分の施工については、金網のラス張り工のかぶせの部分であるとか、あるいは主アンカーあるいは副アンカーの本数であるとかそういった部分、あとは吹きつけ圧とかそういった部分を工事写真等を再度チェックしてその部分においては施工については何の問題もなかったと。それから、設計についてですがこの部分については斜面安定工指針にあるようにここは軟岩でございますので、この部分については（「細かい部分まではいいです」の声あり）1割という緩い勾配になっていると。1割という勾配は1メートル行って1メートル上がるという45度の角度の勾配で、これでのり面の安定を図っているということで勾配についても間違いがなくて、なおかつその勾配における工法選定においてもフローチャートの中では植生工あるいはモルタル吹きつけ工となっておりますので、設計についても問題ないということを確認してございます。

○議長（小松則明君） 佐々木慶一君。

○3番（佐々木慶一君） 施工もきちんと設計どおりされていると、そして設計基準もきちんと守られている。にもかかわらずじゃあ何で崩れたのかと、普通に考えて。そのと

ころも含めてしっかり調査していただいて、後でちょっと結果を教えてくださいたいと思います。全く同じ工法でやり直すのか、例えば調査結果で施工方法を見直すのかというところも含めてお聞きしたいと思います。この場所というのは、本当に道路に直結した道路のすぐ脇の面なので、今仮に土のうで下のほうには止めてありますけれども、この場所自体はかなり高い場所にありますので、30メートルくらいの高さがあると思います。あそこから崩れたら、もし下に人が通っていたら今ある土のうでとても防げる状態じゃないと思いますので、そこの仮養生も含めてこれからの調査、施工のし直しというところを考えていただきたいと思いますけれども、何か御意見あれば。

○議長（小松則明君） 環境整備課長。

○技監兼環境整備課長（那須 智君） ありがとうございます。

現在、のり面についてはそののり面がずれた場合に警報が出るような装置を現在取り付けてございます。それで警報があった場合は鳴ると。それから、今一応は大型土のう2段積みということで今のところは仮補強をしていると。それから、今回のこの業務委託にはもう一度ボーリング調査をし直しますので、その部分において土質等が、岩質等が風化がもう少し進んでいるとかそういった部分があればまた工法について検討して、またその内容についてもまた御報告させていただきたいと思っております。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

10款教育費3項中学校費。進行いたします。

15款復興費2項復興推進費。白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 14の工事請負費で7,670万円ほどなんですけれども、この場所というのはどこなんですか。それから、残存物件というのはどんなものなんでしょうか。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） この場所ですけれども、場所は町方の防集元地になっていまして基本的には駅裏、運動施設であったりとか郷土財活用湧水エリアを除いたエリアです。そちらのほうの建物の基礎であったりとかそういった支障物、塀とかそういったものを除去する工事ということになってございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） 了解しました。

実は、一般質問でも質問させていただいたんですが、この大槌の震災後にできたひとつの池というのは希少動植物の調査研究している方、それはイトヨの研究者の方にとつ

てはやっぱりこれは池ごとにいろんな進化を遂げた生物が生息しているという、要するにガラパゴス諸島の島に例えて発表している方がおります。世界でもまれにしか起きないような大災害に応じて生物の進化が観測される世界でもまれな地域ですので、多くの内外の研究者からこの大槌町の湧水池は、本当に一つ一つの湧水池が注目されているんです。そういうことを意識して工事を進められるように要望したいと思います。

○議長（小松則明君） 復興推進課長。

○復興推進課長（中野智洋君） ありがとうございます。

その希少動植物、そちらのほうの意見を聞くためにこの同じ項のところに講師謝金の45万円、費用弁償74万4,000円を計上しているところでございます。

○議長（小松則明君） よろしいでしょうか。（「はい、よろしいです」の声あり）進行いたします。

7項復興都市計画費。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第46号令和2年度大槌町一般会計補正予算（第2号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

日程第15 議案第47号 令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて

○議長（小松則明君） 日程第15、議案第47号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。

提案理由の説明が終了しておりますので、直ちに内容説明を求めます。町民課長。

○町民課長兼リサイクルセンター長（太田和浩君） 議案第47号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについて説明いたします。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に伴う保険給付費及び県支出金の計上であります。



予算書第1ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正。

歳入。

5 款県支出金 2 項県補助金、補正額136万4,000円の増は、特別交付金の増額であります。

2 ページをお開き願います。

歳出。

2 款保険給付費 6 項傷病手当金、補正額136万4,000円の増は、新型コロナウイルス感染症に感染した一定の要件を満たした被保険者等に係る傷病手当金の支給に伴う増額であります。

以上、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億6,156万6,000円とする補正であります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。

5 ページをお開きください。

歳入。

5 款県支出金 2 項県補助金。歳入を終わります。

6 ページをお開きください。

歳出。

2 款保険給付費 6 項傷病手当金。進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

議案第47号令和2年度大槌町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を定めることについてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休 憩

午前11時57分

○

再 開

午前11時59分

○議長（小松則明君） 再開いたします。

○

○議長（小松則明君） 追加議事日程についてお諮りいたします。

ただいま、議案1件、閉会中の継続審査申出が1件追加提出されました。会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○

追加日程第1 議案第48号 工事請負契約の締結について

○議長（小松則明君） 追加日程第1、議案第48号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

ただいま議題に供されました議案について、当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

○参与兼総務課長（三浦大介君） 令和2年6月大槌町議会定例会における追加議案の提案理由を申し上げます。

議案第48号工事請負契約の締結については、さけます種苗生産施設災害復旧工事に係る契約であります。

以上、提案理由を申し上げます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小松則明君） 内容説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 議案第48号工事請負契約の締結についてを御説明申し上げます。

- 1、契約の目的。さけます種苗生産施設災害復旧工事
- 2、契約の方法。一般競争入札。
- 3、契約の金額。5億9,400万円。
- 4、契約の相手方。岩手県釜石市大字平田第2地割64番地8、三浦設備株式会社、代表取締役三浦貴光。

次のページをお開きください。

入札執行年月日は、令和2年6月3日。

入札参加条件、入札参加業者は記載のとおりでございます。

実施理由は、東日本大震災により被災した「大槌川さけ・ますふ化場（第1）」について、水産業共同利用施設復旧整備事業補助金を活用し復旧整備するものでございます。

次ページでは、位置図等を添付してございます。

説明については以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小松則明君） 質疑に入ります。金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） 議長。この工事に関しては別に何も異議を申し上げるわけではございませんけれども、大事なことなので関連したことをちょっと聞きたいんですがよろしいでしょうか。

○議長（小松則明君） 関連……。まずどうぞ。

○11番（金崎悟朗君） この工事については何もありませんけれども、私が思うに前にも何回もこう言ってきたんだけど、「さけ・ますふ化場」のこの名前ですよ。今こうしてこの吉里吉里においてもそういう新しい事業、役所もてこ入れしながら始めていると。私は、このここでサケの稚魚だけつくるのではなく、やはりこの辺で本腰を入れてこういうきちとした設備があるのならそういう養殖する魚の稚魚もつくるような方法に持っていけばコスト的にどうなのかなと。恐らく、稚魚を買ってくるよりはいいんじゃないかと思って、これについてどのような考えを持っているかをお聞きします。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） お答えいたします。

以前から、確かに議会の中ではマスとかそういった養殖もできないかという御質問がございました。こういった場でどうしてもお答えしますと、補助要件上どうしても答弁については、これはあくまでもシロサケを中心とした栽培ということでございます。

ただ、確かに今回の種苗の生産計画数が2,000万尾でございます。ところが、昨年度の実生産尾数は400万尾でございまして約5分の1でございます。今後、確かに今はちょっとあくまでも補助要件上ではシロサケしか生産できません。ですが、今議員がおっしゃったとおり吉里吉里地区におきまして今海上養殖を行ってございますが、町内で種苗生産が卵から、卵からという言い方はちょっとあれですけども、卵からふ化して成魚にするまでそういった計画は赤浜の東大研究跡地を活用しても今実施する予定でございます。

あくまでも今お答えできるのは、シロサケを中心とした栽培施設であるということし

かお答えできません。申し訳ございません。

○議長（小松則明君） 金崎悟朗君。

○11番（金崎悟朗君） ありがとうございます。

赤浜のほうの種苗もできるというのは、それはまだ分かります。ただ、この際これは国権のほうに何とかこれを依頼して、例えば特区をつくってもらったとしても、やっぱりこれからの栽培事業というのをどんどん拡大して、町のことを考えていくんならそういう方法もあるのではないかというので、県とこの話を上げながら将来展望を図っていただきたいとそう思います。以上。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） ありがとうございます。

先ほども申しましたとおり、シロサケが、アキサケが取れてございませんのでまずは確かに本当の産地であるアキサケの養殖をきちっと行いつつ、今後の展開に関しましては議会の皆様の御協力も賜りながら、もしそういった状況であれば進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） すみません、私は環境の面からちょっと質問させていただきます。

この工事の中で、源水川に重機なんかが入る予定があるんですか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 源水川には重機が入る予定はございません。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（白澤良一君） ありがとうございます。

実は、県内の各振興局で希少動植物野生調査検討委員会というのが設置されています。沿岸広域振興局でも、管内の自治体で公共工事を行うに当たってはこの委員会に諮ってチェックをしていただくとそういうことがありまして、今回のこの工事はそういう委員会に諮るような事務処理というのは考えなかったんでしょうか。

○議長（小松則明君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岡本克美君） 周辺に源水川がございますがあくまでも既存施設の改修でございます、今白澤議員が御心配なさっている源水川には全く影響ございませんので、今回はそのような承認については取っていない状況でございます。

○議長（小松則明君） 白澤良一君。

○2番（臼澤良一君） 振興局の農林部とかそれから土木部なんかでは、既存の施設の撤去とかそういうことについても逐一委員会に諮って周辺の環境について配慮されているような工事を実施されていますので、ぜひそういうところに諮ってきっちりとした所見を頂いて工事をされたらいいかなと。実は、ここは私もしょっちゅう行って観察しているんですけども、ノスリとかカワセミとかヤマセミ、本当に希少動植物がたくさん見られますので、そういうこの生息しているところがそういう環境にあるということを留意しながら工事に当たってほしいと思っています。これは要望です。

○議長（小松則明君） 進行いたします。

質疑を終結いたします。

討論に入ります。（「なし」の声あり）討論を終結いたします。

これより、議案第48号工事請負契約の締結についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小松則明君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第2 閉会中の継続審査申出書 産業建設常任委員会

○議長（小松則明君） 追加日程第2、閉会中の継続審査申出についてを議題といたします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の請願第1号「大槌町に放射性廃棄物を持ち込ませない条例（仮称）」制定についての請願書について、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小松則明君） 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審議は全て終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和2年度6月定例会閉会に当たり、議長より一言御挨拶申し上げます。

去る5月25日に新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言は解除されましたが、依然として毎日のように感染者が確認、報道されております。

日本では、これまでに1万8,000人弱が新型コロナウイルスに感染しておりますが、唯一岩手県では感染者が確認されておりません。他県からは、不思議だ、日本で一番の田舎などと言われておりますが、皆様の日頃からの基本的な感染予防の取組と自粛生活とが適正に実施されたことの証明であると思っております。

この新型コロナウイルス感染の収束することを願っておりますとともに、今定例会におきましても可能な限りの感染予防を実施し運営してまいりました当局並びに議員各位の御協力に感謝申し上げます。傍聴者は今はいませんが、傍聴者の皆様におかれましてもマスクの着用、御理解をいただきましてこの場をお借りいたしまして感謝申し上げます。

これからは、新しい生活様式に取り組んでいきそして暮らさなければならないと思っております。しばらくは、戸惑いや煩わしさがあると思っておりますが、これまでの生活や仕事、行動を見直すよい機会と捉えております。

今までの常識、概念にとらわれず、いいものをどんどん取り入れていくことが新しい時代の幕開けとなると思っております。

皆様、コロナに気をつけて、そして大槌の発展のために議会そして当局、二元性を持って一緒に頑張っていきましょう。

以上で、本定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

閉 会 午後0時12分

上記令和2年6月定例会会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 員

議 員